

平成 28 年度 第 1 回市川市男女共同参画推進審議会

開催日時 平成 28 年 7 月 20 日 (水)

10 時 00 分～12 時 20 分

開催場所 男女共同参画センター 5 階 研修室 A B

小保方会長	<p>会長をつとめさせていただいております小保方です。それでは、只今より平成 28 年度第 1 回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。</p> <p>本日は、15 名中 12 名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第 5 条第 5 項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。</p> <p>本日副会長である田口委員は、欠席との連絡をうけています。</p> <p>また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項がないことから、公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p><b>委員了承</b></p> <p>では、会議は公開とすることが決定しました。それでは、傍聴人が入室いたします。</p> <p><b>傍聴人入室</b></p> <p>それでは、会議を進めさせていただきます。</p> <p>「諮問 1 市川市男女共同参画基本計画第 6 次実施計画の策定について」、「諮問 2 第 3 次市川市 DV 防止実施計画の策定について」を事務局からお願いします。</p>
丸島男女共同参画課主幹	<p>では、「市川市男女共同参画基本計画第 6 次実施計画の策定について」、及び「第 3 次市川市 DV 防止実施計画の策定について」の諮問を行います。菅原総務部長、お願いいたします。</p>
菅原総務部長	<p><b>諮問書を読み上げる</b></p> <p>市川市男女共同参画推進審議会 会長 小保方稔子様。市川市長 大久保博。</p> <p>市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条 2 項に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。市川市男女共同参画基本計画第 6 次実施計画の策定について。よろしくお願ひいたします。</p> <p>引き続きよろしくお願ひいたします。</p> <p>市川市男女共同参画推進審議会 会長 小保方稔子様。市川市長 大久保博。</p> <p>市川市男女共同参画社会基本条例第 13 条 2 項に基づき、下記の事項について貴審議会に諮問いたします。市川市男女共同参画基本計画第 3 次 DV 防止実施計画の策定について。よろしくお願ひいたします。</p>

丸島男女共同 参画課主幹	<p>ありがとうございました。</p> <p>諮問1「市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画の策定について」、及び、諮問2「市川市第3次DV防止実施計画の策定について」につきましては、以上でございますが、諮問に関する審議につきましては、次の報告の審議のあと、改めてご審議をお願いいたします。事務局からは、以上でございます。菅原部長は、所用のため退席させていただきます。</p>
菅原総務部長	こちらで失礼いたします。よろしくをお願いいたします。 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">部長退席</span>
小保方会長	次に、報告1「市川市男女共同参画基本計画に基づく第5次実施計画の年次報告について」を進めたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局 田中男女共同 参画課長	<p>男女共同参画課長の田中でございます。よろしく申し上げます。</p> <p>初めに、市川市男女共同参画基本計画第5次実施計画、平成27年度分の年次報告をさせていただきます。資料1をお願いいたします。</p> <p>本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第9条において、本計画における施策の実施状況は、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただくものでございます。</p> <p>第5次実施計画は、平成26年度から28年度までの3カ年の計画でございます。今回は、平成27年度の年次報告でありまして、本実施計画の中間年の年次報告となります。</p> <p>お手元の資料1の2ページをお願いいたします。</p> <p>「年次報告に関する説明」であります。第5次実施計画の年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の4段階で評価をすることとしております。</p> <p>恐れ入りますが、3ページの体系図をお願いします。</p> <p>平成20年に策定した市川市男女共同参画基本計画の体系図になります。主要課題が8つ、個別課題が24、施策が78に体系化されており、この基本計画に基づき、第5次実施計画が策定されております。</p> <p>第5次実施計画では84の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が55事業あります。本年次報告では、第5次実施計画で進行管理していく事業であります29の事業について、まとめております。</p> <p>それでは、4ページをご覧ください。</p> <p>主要課題ごとのまとめで、成果指標に係る平成27年度の結果についてであります。</p> <p>主要課題1 あらゆる分野への男女共同参画の促進は、「各種審議会等の女性委員割合」と「市職員の女性管理職割合」の2つを成果指標としております。平成27年度</p>

の結果は、「各種審議会等の女性委員割合」が目標値 34%に対して 31.3% (31.6%から修正)、「市職員の女性管理職割合」が目標値 18%に対して 17.3%でありました。

目標値には達成しませんでした。どちらの成果指標とも毎年度着実に数値が増加してきております。今後も政策・方針決定課程に男女がともに参画できるよう女性登用に取り組んでまいります。

主要課題 2 男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、社会全体において、「男女の地位は平等である」と考える人の割合を成果指標としています。e-モニターアンケートの結果は 11%で、目標値 17%に届きませんでした。

アンケートでは、男性が優遇されていると感じている方が 69%を占めておりますので、男女が対等な立場で社会参画できるよう、これからも様々な機会を通じて啓発してまいります。

主要課題 3 ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現 では、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている人の割合を成果指標としています。目標値 70%に対して、59%という結果でした。

ワーク・ライフ・バランスという考え方は、とても大事な視点であります。まだ、4割の方がご存じないとの結果でしたので、ワーク・ライフ・バランスという考え方も含め広めてまいります。

主要課題 4 男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、「夫は外で働き、妻は家を守る方がよい」と考える人の割合を成果指標としています。目標値 40%に対して、42%という結果で目標値に達しませんでした。

主要課題 5 生涯を通じた健康支援では、自分の健康に関心がある人の割合を成果指標としております。目標値には届きませんでした。今年、リオのオリンピックが開催されます。スポーツによる健康支援をはじめとして、今後も市民の健康の保持増進に努めてまいります。

主要課題 6 人権を侵害する暴力の根絶では、DVを知っている人の割合を成果指標としています。

DVについては 9 割以上の方が知っているという結果でした。今後も継続して周知してまいります。

主要課題 7 男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、市川市は外国人が安心して暮らせるまちだと考える人の割合を成果指標としており、目標値に達しませんでした。

多文化を認め合い、お互いに交流を推進してまいります。

主要事業 8 男女共同参画を推進する体制の整備では、「市川市男女共同参画基本計

画」を知っている人の割合を成果指標としています。

「男女共同参画」について、啓発紙や講座、講演会などを通じて周知してまいります。

次に、5 ページをお願いいたします。主要課題ごとの実施計画事業の評価結果についてご説明いたします。

進行管理事業 29 事業のうち、「十分達成できた」が 15 事業、「概ね達成できた」が 12 事業、「やや不十分だった」が 1 事業で、「不十分だった」が 1 事業でした。

次に、6 ページをご覧ください。

6 ページから 14 ページまでは、15 ページ以降の個別の事業報告書から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出し、まとめて一覧表にしたものでございます。

恐れ入りますが、15 ページをお願いいたします。

15 ページ以降の表につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事業において計画期間であります 3 年間の進行状況を比較できるよう作成するもので、平成 27 年度は先ほど申し上げました現計画の中間年でございます。

個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業や新規事業を中心に事業を抜粋してのご説明とさせていただきます。

そのまま 15 ページをお願いいたします。

事業No.1 市川市女性人材登録台帳の活用 です。

この事業は、意欲や知識、能力のある女性に市川市女性人材登録台帳への登録をしていただき、その台帳を活用し、審議会等への登用や講座、講演会等の講師をお願いするもので、昨年度より登録者が 1 名増という結果で、目標数値を達成することができませんでした。登録者を増やすとともに、市役所内で女性人材登録台帳を周知し、積極的に活用してもらえよう、今後も働きかけてまいります。

事業No.2 審議会等への女性委員の参画推進 です。

この事業は、女性委員割合が少ない審議会等の担当部署に対し女性委員を積極的に登用するよう要請するもので、目標数値に対して若干下回ってしまいましたが、女性割合は増加し続けています。個々の審議会等において、目標数値を達成できるよう、引き続き担当部署へ働きかけてまいります。

事業No.3 市女性職員の管理職登用促進 です。

この事業は、市女性職員の管理職が男性職員に比べ少ないため、市女性職員の管理職登用を積極的に進めるもので、割合は上昇しているものの目標数値に達しません

でした。

本市では、本年4月に施行された女性活躍推進法に基づき特定事業主行動計画を策定しております。同計画と連動し、管理職になりたくないという女性職員が多いなか、女性職員研修において意識改革を図り、女性管理職の登用を促進してまいります。

事業No.4 市職員への男女共同参画に関する研修の実施 です。

この事業は、市職員が男女共同参画の意識を持って業務を行うことができるよう、市職員を対象とした男女共同参画に関する研修を実施するもので、目標数値を達成できました。引き続き、男性職員も含め研修を実施し、男女共同参画を推進してまいります。

恐れ入りますが、19ページをお願いいたします。

事業No.10 市職員への男女共同参画に関する情報の発信 です。

この事業は、市役所の職員一人ひとりが男女共同参画を推進できるよう、市職員へ男女共同参画に関する情報を発信するもので、平成27年度は性的マイノリティを特集したものを発信し、目標数値どおり達成できました。男女共同参画に関する情報を継続して発信してまいります。

事業No.11 市内の保育園や幼稚園等職員への男女共同参画啓発 です。

この事業は、市内の保育園や幼稚園等に勤務する職員へ、男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、平成27年度は積極的な取組みを行っている幼稚園長のコメントを掲載したものを発信し、目標数値どおり達成できました。男女共同参画に関する情報を継続して発信してまいります。

事業No.12 人権教室の実施 です。

この事業は、人権教室の実施を希望する小学校へ人権擁護委員が直接出向き人権教室を行うもので、市内公立小学校39校すべてで実施しました。若年層のうちに人権について考えることはとても大切であることから、小学校在学中に1回は人権教室を受けることが出来るよう、人権擁護委員と連携し取り組んでまいります。

事業No.13 人権講演会の実施 です。

この事業は、人権擁護委員が毎年中学校2校で人権講演会を実施するもので、目標数値どおり達成できました。

人権擁護委員が直接中学生に語りかけ、人権尊重思想を教えることで、いじめ等の人権問題を予防、解決する機会としてもらいたいと考えています。

事業No.14 男女共同参画センターにおける父子向け講座等の実施 です。

この事業は、家族一人ひとりが協力し支え合う意識を持って家庭生活を営むことができるよう、父子での講座を実施するもので、毎年好評の「親子DEクッキング」を開催しました。これからも父子で楽しめる講座を企画してまいります。

事業No.15 家庭教育学級と連携した男女共同参画センター事業の実施 です。

この事業は、教育委員会で行っている家庭教育学級と連携した事業で、目標数値を達成できました。教育委員会と緊密な連携を図り、男女共同参画センターの事業に家庭教育学級からの参加者を増やしてまいります。

ひとつ飛びまして、23 ページをお願いいたします。

事業No.17 情報資料室の充実 です。

この事業は、男女共同参画に関する書籍・情報を収集し、市民が学習できる環境を整えるもので、利用者数は目標数値より大幅に下回ってしまいましたが、概ね達成できたと評価しました。

平成 21 年 4 月に市川駅南口に図書館が開設されて以来、当情報資料室の利用者数はとても落ち込んでいますが、男女共同参画に関する書籍を蔵書する唯一の施設ですので、他の図書館と連携しながら、男女共同参画についての情報を発信してまいります。

事業No.18 男女共同参画センターにおける就労支援に関する講座等の実施 です。

この事業は、個性と能力を活かしながら、仕事と育児・介護・地域活動等のバランスを取ることができるよう、就労支援に関する講座等を実施するもので、目標数値を達成できました。ハローワークや関係部署、支援団体などと連携しながら実施してまいります。

事業No.19 事業者への男女共同参画啓発 です。

この事業は、事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、目標数値を達成できました。市内事業者のワーク・ライフ・バランスが推進するよう関係部署と連携しながら取り組んでまいります。

事業No.20 市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進 です。

この事業は、市職員が仕事と育児・介護・地域活動等とのバランスを取ることにより、質の高い行政サービスを提供できるよう、ワーク・ライフ・バランスを推進するもので、目標数値を概ね達成できました。第 3 次市川市役所次世代育成支援行動計画であります「職員みんなで支え合い計画」と連動し、市職員が率先してワーク・ライフ・バランスを推進できるよう啓発してまいります。

次のページをお願いします。

事業No.21 生活の場での自立の推進に向けた講座等の実施 です。

この事業は、これまで、あまり家事をしてこなかった男性向けに、家庭において、家族の一員として協力し支え合うことができるように、生活の場での自立の推進に向けた講座等を実施するもので、毎年好評の「男性の料理教室」を実施し、目標数値を達成できました。講座や講演会を通じて、生活の場での自立を推進してまいります。

	<p>次に、恐れ入りますが、27 ページの右側をご覧ください。</p> <p>事業No.26 相互理解のための啓発・交流事業 です。</p> <p>この事業は、在住外国人にも安心して暮らしやすい地域社会をつくるための意識啓発や交流活動を行うもので、地域で活動するNPO法人と連携し「お正月のしめ縄づくり講座」を行い、目標数値を達成できました。関係団体と連携し、在住外国人と日本人が交流できる機会を提供してまいります。</p> <p>恐れ入りますが、最後の29 ページをお願いします。</p> <p>事業No.29 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 です。</p> <p>この事業は、男女共同参画に関する市民意識の変化を把握する調査を実施するもので、e-モニターアンケートを実施しました。目標数値に対する評価としては概ね達成できたと思いましたが、アンケートの回答を見ますと男女の地位の平等について進んでいるとは言えない結果でありました。</p> <p>男女が互いの人権を尊重して責任をわかち合い、個性や能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」づくりに取り組んでまいります。</p> <p>以上、平成27年度の第5次実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますか。</p> <p>では、宮腰委員お願いいたします。</p>
宮腰委員	<p>長く委員を務めてきたが、初めのころからずっと同じようなことをやっているように感じます。毎年同じようなことをやっているように感じるので、第一次計画のころから比べて、長いスパンで見るとどのくらいの進展があったのか知りたく思います。担当されている職員の方はどのような感想をお持ちなのかざっくばらんにお聞きしたいと思います。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。宮腰委員の意見に対して事務局からの率直な意見をお伺いできたらと思います。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>第一次実施計画のころから比べれば「男女共同参画」に関しては、だいぶ浸透してきたという印象はございます。しかしながら、e-モニターのアンケート結果を見ると、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度は低かったり、「男女共同参画」に関する項目では目標値に達していなかったりという状況にあります。人の意識を変えていくことの難しさを痛感しているというのが本音であり、引き続き啓発を続けていく必要があると感じているところです。そのような中でも、市川市の女性管理職割合や審議会の女性委員の割合が毎年高くなっている状況等も考えると、少しずつではあるが浸透してきたという実感はございます。</p>

小保方会長	宮腰委員、今の回答でよろしいでしょうか。他の委員の方もよろしいでしょうか。それでは今の質問に関しては以上ということで、長谷川委員、次の質問をお願いいたします。
長谷川委員	女性人材登録台帳の活用についてお聞きしたいです。 ①報告書P15の所管課自己評価に「やや不十分だった」とあるが、「十分達成できた」と評価してもいいのではないかと私は思います。私は数年前に女性人材登録台帳に登録したことをきっかけに、地域リーダー研修を行いました。その地域リーダー研修の参加者から、自治会のリーダーが出たり、子育て支援NPOを立ち上げたりと、活動の裾野の広がりを感じたことがあります。そういった実体験から考えると、登録台帳の活用がかなり進んでいるように感じています。 ②また、女子高生や女子大生に対して女性のキャリア開発の講演を行っているのですが、台帳に登録している女性人材の方は、市内の学校などの教育部門と連動して活動しているのかをお伺いしたいです。 ③登録している人はどのような分野の人がいるのか。また登録されているが活用されていないのではと感ずるのですが、実際のところをお聞きしたいです。
小保方会長	では、長谷川委員の質問に対して、事務局からお願いいたします。
事務局	登録台帳の活用については、現状では学校まで広がって活用されているということはない状態です。登録されている女性の方へ審議会委員のお願いをすることが主な活用方法です。登録されている女性の方に講座や講演会の依頼をするといった案もここ数年で上がってはいますが、実現には至っていないという状況でございます。
長谷川委員	あと、どんな分野の人が登録されていますか？
事務局	分野については、福祉や子供、女性といったかなり広範囲の方に登録いただいています。
小保方会長	ありがとうございます。そのほかに、ご質問・ご意見はございませんか。 では、竹中委員お願いします。
竹中委員	P24の「市職員へのワーク・ライフ・バランスの推進」市男性職員の育児休暇と介護休暇の取得者数についてご質問です。 ①実績値は育休と介護休暇の合算値かと思うが、内訳を教えてください。 ②男性の育児休暇について、取得対象者の内何名が取得したのか知りたいです。 ③男性の育児休暇取得の促進に関して工夫していることがあれば教えてください。
小保方会長	ありがとうございます。 では、竹中委員の質問に関して、事務局から回答をお願いいたします。
事務局	ご質問ありがとうございます。 ①9名の育休・介護の内訳については、手元にデータがないため後日回答いたします。 ②職員課と話し合った結果、男性に関しては、育児休暇の対象者数を正確に把握するのは難しいという結論になっております。女性と異なり、扶養に入れるなどしない限り対象者はつかみきれないのではといった話になっております。この点に関し



	ては課題であり、担当の職員課にて検討している次第です。
竹中委員	企業であれば福利厚生で出産のお祝い金などがあるが、そういった制度はないのか。
事務局	祝い金から対象者を把握するという点については、実は職員課からも意見としては出ており、そこも含めて検討をしているところです。
小保方会長	以上でよろしいでしょうか。 そのほかにご質問等ある方はいらっしゃいますか。 では井上委員お願いします。
井上委員	竹中委員から質問のあった、男性の育休と介護休暇取得の実績値の内訳ですがどこかに記載があったような気がします。7人と2人だったような気がします。 で、質問と言いますか意見なのですが、P23の情報資料室の充実についての質問です。市川駅南口の図書館ができて以来、情報資料室の利用者数が減っているということですが、情報資料室は5時に終わってしまうんですね。それに対し南口の図書館は8時までやっていると思います。私も南口の図書館ができる前は情報資料室を使っていたのですが、南口にできてからはそちらを使うようになりました。そこで、情報資料室の利用時間を週2日くらいでもいいので、男女共同センターの開館時間に合わせ9時まで延長するというのはどうでしょうか。
小保方会長	ありがとうございます。井上委員の意見に対して回答おねがいします。
事務局	ご意見ありがとうございます。情報資料室の職員は教育委員会の図書館の臨時職員でございます。情報資料室の運営については市内の図書館と連携してる状況にあります。ですので、情報資料室の利用時間の延長については、教育委員会と可能かどうか協議の上検討したいと思います。
小保方会長	ありがとうございます。そのほかご質問ご意見はございますか。 では、竹中委員お願いします。
竹中委員	先ほど私が質問した件ですが、P11に記載されておりました。男性の育児休業取得者7人、介護休暇取得者2人でした。
小保方会長	ありがとうございます。 そのほか何かございますでしょうか。 では、松丸委員お願いします。
松丸委員	社会福祉協議会の松丸です。 先ほど、報告が年度ごとの報告になっているため少ししか変わっていないという意見がありましたが、でしたら、第一次の報告と比較したり、年次ごとで比較してはどうでしょうか。また、まんべんなく報告をするのではなく、力を入れた部分やポイントを絞った報告をすればいいのではないのでしょうか。 社会福祉協議会の地域活動をされている民生委員さんや自治会長さんなどを見れば、昔はほとんどが男性でしたけど、今では女性も結構いらして、数字で把握しているわけではありませんが、女性の社会参画機会の増加を実感する場面がとてもあります。そういった数値に現れない変化をすごく感じるのに、報告書に現れないのはもったいないと感じたのでこの場を借りて発言させていただきました。
小保方会長	ありがとうございます。今の松丸委員のご意見、先ほどの宮腰委員のご意見に関連

	<p>するかと思います。長いスパンで考えたり、また目標の持ち方といった点について、事務局からご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。「年次報告の表現の仕方」かなというように思いました。単年度ごとに報告することが条例で決まっていますので、このような形式になっております。ただ、その見せ方に関して、前の報告からの移り変わりなど工夫できる点があるかと思いましたが、ぜひ検討させていただけたらと思います。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。松丸委員よろしいでしょうか。 ではその他ご質問ございますでしょうか。 ないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思います。</p> <p>第5次実施計画の年次報告についての審議は、これで終了いたします。 それでは、(意見のあったところは修正し、また若干の字句の整理は事務局に一任するとして)平成27年度分の実施計画事業の報告については、この内容で公表することとしますがよろしいでしょうか？</p> <p><b>委員了承</b></p> <p>それでは、続きまして、報告2「市川市第2次DV防止実施計画の年次報告について」進めたいと思います。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 田中男女共同 参画課長	<p>続きまして、「第2次DV防止実施計画」の平成27年度 年次報告についてご説明いたします。</p> <p>恐れ入りますが、資料2の2ページをご覧ください。</p> <p>「第2次DV防止実施計画」は「第5次実施計画」の一部でもありますので、「第2次DV防止実施計画」の進行管理事業については、市川市男女共同参画社会基本条例 第9条に基き、「市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するもの」であります。</p> <p>なお、進行管理事業の評価や年次報告書の構成は、「第5次実施計画」となっております。</p> <p>恐れ入りますが、3ページ体系図をご覧ください。</p> <p>第2次DV防止実施計画は、「DVの根絶」を基本理念とし、基本目標4、取組の方向9、33の事業に体系化されております。</p> <p>つづきまして、4ページをお願いいたします。</p> <p>基本目標ごとのまとめで、上段が、成果指標に係る平成27年度の結果についてであります。</p>

基本目標 1 DVを許さない社会づくりは、「DVを知っている人の割合」を成果指標としておりまして、平成 27 年度の結果は、目標値 97%に対して 92%でありました。

DVについては、DV防止法の制定など制度設計が進み、社会的には広く認知されてきており、e-モニターアンケートの結果では、9 割以上の方が「知っている」との回答でした。今後もDVに関する正しい知識を持っていただけるよう周知してまいります。

基本目標 2 安全で安心できる相談体制の充実では、「配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」を成果指標としています。平成 27 年度の結果は、目標値 40%に対して 22%でありました。

配偶者暴力相談支援センターの特殊性から、その情報については、加害者には届けず、DV被害者に確実に届くようにしたいことから、相談窓口の周知について工夫しながら行ってまいります。

基本目標 3 実効性のある自立支援の充実では、「基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合」を成果指標としています。平成 27 年度の結果は、目標値 20%に対して 10%でありました。

DV被害者が早期に自立できるよう、きめ細やかな支援を継続してまいります。

基本目標 4 DV根絶の推進体制では、「DV防止実施計画を知っている人の割合」を成果指標としています。平成 27 年度の結果は、目標値 40%に対して 13%でありました。

本市のDV対策について、知っていただけるよう継続的に取り組んでまいります。

次に、4 ページ下段、基本目標ごとの実施計画事業の評価結果についてご説明いたします。

第 5 次実施計画と同様に進行管理事業については、目標値と実績から、「十分達成できた」「概ね達成できた」「やや不十分だった」「不十分だった」の 4 段階で自己評価をしております。

進行管理事業 33 事業のうち、「十分達成できた」が 32 事業で、「やや不十分だった」が 1 事業でした。

つづいて、5 ページをご覧ください。

5 ページから 11 ページまでは、12 ページ以降の個別の事業報告書から、事業概要、目標、目標数値、実績、評価、取組み状況と今後の課題等を抜き出し、まとめて一覧表にしたものでございます。

恐れ入りますが、12 ページをお願いいたします。

12 ページ以降につきましては、個別の事業報告書となっております。それぞれの事

業において計画期間であります3年間の進行状況を比較できるよう作成するもので、今回は現計画の中間年の報告でございます。

「第5次実施計画」と同様、重点事業や新規事業を中心に数値を報告する事業を加え、個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。

事業No.1 相談窓口の広報活動の充実 です。

この事業は、DV相談窓口の案内チラシ・カード等を市の窓口配布などして相談窓口の周知を行うもので、目標数値を達成できました。

今年度4月ですが、日本語版のDVカードのデザインを変更し、見やすく、手に取りやすくしました。相談窓口についてDV被害者に確実に届くようチラシやカードの配布場所を工夫してまいります。

ひとつ飛びまして、13ページをお願いします。

事業No.3 DV根絶強化月間の実施 です。

この事業は、11月をDV根絶強化月間として、DVに関する啓発活動を行うもので、目標数値を達成できました。

「DV防止セミナー」を実施24人の参加がありました。これからも広報等を通じて啓発してまいります。

恐れ入ります14ページ右側をお願いします。

事業No.6 学校職員に対する啓発 です。

この事業は、小中学校に勤務する養護教諭やライフカウンセラーを対象にDVに関する研修会を実施するもので、目標数値を達成できました。

引き続き、相談窓口の周知と暴力に対する正しい理解を深めてもらうよう研修を行ってまいります。

恐れ入りますが、16ページをお願いいたします。

事業No.9 通報への的確な対応 です。

この事業は、DVに関して通報があった場合、配偶者暴力相談支援センターとして適切に対応するもので、7件の通報に対応し、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の安全確保を第一に、関係機関と緊密に連携しながら、DV被害者に寄り添いきめ細やかな対応をしてまいります。

事業No.10 支援計画書作成による情報の共有化 です。

この事業は、個々のケースの支援計画書を作成し、情報や対応を共有し、支援体制を強化するもので、平成27年度は、緊急一時保護21件に対応し、十分達成できたと評価しました。

事業No.11 保護命令申し立てに関する助言・支援 です。

この事業は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく保護命令に関して、申立て方法や記載方法についての助言や支援を行うもので、裁判所へ2件書面提出しており、十分達成できたと評価しました。

保護命令の相談について、丁寧な説明や裁判所への同行支援など、相談者に応じて適切に対応してまいります。

事業No.12 女性弁護士による無料法律相談の実施 です。

この事業は、離婚や調停など法的支援について、女性弁護士による無料法律相談を実施するもので、目標数値を達成できませんでした。

引き続き、相談窓口の周知に努めてまいります。

事業No.13 外国人への相談の配慮 です。

この事業は、外国人の相談に対し通訳者の派遣を依頼し、外国人に配慮した相談体制を整えるもので、外国人の相談64件に対応し、十分達成できたと評価しました。

通訳者に対するDV支援者の養成講座の実施するなどのほか、引き続き国際交流課と連携し、日本語での日常会話が困難な外国人相談者に対応してまいります。

事業No.14 高齢者・障害者への相談の配慮 です。

この事業は、高齢者や障害のある方の相談に対して、関係部署と連携し迅速な対応を図るもので、相談件数76件に対応し、十分達成できたと評価しました。

関係部署と連携し、適切な相談窓口の案内や同行支援など相談者の負担にならないよう配慮した対応に努めてまいります。

次のページになります。

事業No.16 重篤度の高い被害者への同行支援 です。

この事業は、精神的に疲弊している被害者や精神に障がいのある被害者に対応し、自立のための各種手続等の同行支援を行うもので、同行支援を21件行い、十分達成できたと評価しました。

必要な時に同行支援が実施できるよう、相談体制の充実を図ってまいります。

ひとつ飛びまして、

事業No.18 警察との連携強化 です。

この事業は、警察と緊密に連携をとり、緊急対応の必要な緊急性、危険性のある被害者とその子どもの安全確保を行うもので、警察と15件連携し、十分達成できたと評価しました。

緊急性や危険性を把握したうえで、確実に警察につなぎ、DV被害者の安全確保を第一に対応してまいります。

事業No.19 緊急一時保護の実施 です。

この事業は、緊急性が高いケースについて、婦人相談所と連携し一時保護を実施

するもので、市が一時保護したケースが 11 件あり、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の状況を十分把握し、安全確保を第一に適切に対応してまいります。

21 ページをお願いいたします。右側です。

事業No.20 一時保護者、同伴者への同行支援 です。

この事業は、一時保護施設入所中に自立に向けた転居先探しなど自立に必要な様々な手続きのため外出する際に安全確保の観点から同行支援を実施するもので、10 件同行支援を行い、十分達成できたと評価しました。

関係部署と連携し、必要に応じて同行支援を実施してまいります。

23 ページをお願いいたします。

事業No.23 住民基本台帳の閲覧制限、児童手当の受給者変更、保険の離脱・加入等のための公的なDV証明書の発行 です。

この事業は、DV被害者への支援のため、DV証明書の交付を行うもので、136 枚のDV証明書を発行し、十分達成できたと評価しました。

DV被害により、必要な手続きが受けられないことが無いよう、DV証明書を速やかに発行し、DV被害者の自立を支援してまいります。

事業No.24 住宅確保に向けた支援 です。

この事業は、住宅に関する情報提供や県営住宅・市営住宅等へ優先して入居できるようにDV証明書を発行するもので、住居確保のための同行支援 9 件、DV証明書の発行 5 件に対応し、十分達成できたと評価しました。

住宅支援は自立に向けた第一歩でありますことから、DV証明書の発行や同行支援などで、DV被害者を支援してまいります。

ひとつ飛びまして、

事業No.26 施設等退所後の継続的支援 です。

この事業は、DV被害者が加害者から避難した後、自立に向け関係部署、関係機関と連携し継続的に支援をするもので、15 件の継続支援を行い、十分達成できたと評価しました。

関係部署・機関と連携して、DV被害者に寄り添った支援をしてまいります。

事業No.27 子どもの心のケア・発達支援のための関係部署・関係機関との連携 です。

この事業は、被害者の子どもの心のケア及び健やかな発達を支援するもので、18 件のケースについて連携し、十分達成できたと評価しました。

DV被害者の多くに同伴者として子どもがいます。子どもの発達を阻害しないよう、児童相談所をはじめ関係機関と連携して対応してまいります。

事業No.28 就学における支援と配慮 です。

	<p>この事業は、教育委員会や学校と連携し、転入・転校における支援と加害者対応について助言を行うもので、義務教育課等と6件連携し、十分達成できたと評価しました。</p> <p>親のDVで避難する子どもが、速やかに新しい学校生活が送れるよう支援してまいります。</p> <p>事業No.29 保育園入園における支援と配慮 です。</p> <p>この事業は、DV被害者が安心して就労できるよう、保育園への優先入所に向けた助言・情報提供を行い、必要に応じてDV証明書を発行するもので、7件連携し、十分達成できたと評価しました。</p> <p>新しい場所で、速やかに保育園へ入園し、DV被害者が就労できるよう自立に向けた支援をしてまいります。</p> <p>事業No.30 保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発 です。</p> <p>この事業は、就学前教育等従事職員を対象に、DV家庭で育った子どもの心のケアの重要性について関係部署と連携し研修を実施するもので、公立の幼稚園長向けに説明を行い、目標数値を達成できました。</p> <p>DVについての理解を深める研修を実施してまいります。</p> <p>事業No.31 家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施 です。</p> <p>この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関等で構成されるネットワーク会議を開催し、情報の共有化を図るとともに、連携を強化するもので、目標数値を達成できました。</p> <p>虐待件数は増加傾向にありますので、関係機関等と連携を密にして、対応してまいります。</p> <p>ひとつ飛びまして、</p> <p>事業No.33 DV防止ネットワーク個別ケース検討会議の実施 です。</p> <p>この事業は、DV被害者支援のため、個別ケースの相互連携を目的とした会議を開催するもので、18回開催し、十分達成できたと評価しました。</p> <p>必要に応じて個別ケース検討会議を開催し、DV被害者にとって最善の支援ができるよう努めてまいります。</p> <p>以上、平成27年度の第2次DV防止実施計画の年次報告書の内容についてご説明させていただきました</p>
小保方会長	はい。ありがとうございます。事務局からの説明は終わりました。何かご意見はございますでしょうか。では、松丸委員お願いいたします。
松丸委員	よく分からないのでお聞きしたいのですが、P4の「基本目標ごとに設定した成果指標について」を見ると、24年度よりも27年度の方が数値が落ちているものがあります。一方で事業別一覧を見ると「十分達成できた」という評価になっており、パー

	セントが落ちているにも拘らず「十分達成できた」と評価しているものについて、その2点の関連性について説明していただきたいです。
小保方会長	松丸委員のご質問に対してご説明お願いいたします。
事務局	ご質問ありがとうございます。「十分達成できた」「おおむね達成できた」等の評価については、各事業ごとに設定された数値目標に対しての評価になります。また、成果指標については、eモニターアンケートの結果を利用しており、仮に登録者が同じであれば数値が上昇するところですが、その年ごとにeモニターに登録している人が違うため下がってしまうことがあります。 ただ、松丸委員ご指摘の通り、各事業ごとには「十分達成できた」と評価はしていますが、全体として、つまり市民から見て進んでいるかどうかという判断で、成果指標から判断すべきと考えております。ですので成果指標の数値を上げていくよう努めていきたいと考えております。
松丸委員	市としては十分やっていると判断しているが、市民から見ればそうは思っていないということですか？
小保方会長	そうですね、市民に十分伝わっていないということなのかもしれないですね。上がってきている数値としてはそういうことにはなりますが、事務局から何か付け加えることはありますか？
事務局	今おっしゃられた通りで、事業としては確実にこなしてはいるのですが、それぞれが市民へ伝わっていないということもあるので、伝えていくために工夫していかなければいけないと考えております。
小保方会長	ありがとうございます。松丸委員よろしいでしょうか。ではその他ございますか？はい、長谷川委員お願いいたします。
長谷川委員	今の質問に関連して、例えばP26のNo.30「保育園や幼稚園に従事する職員に対する啓発」についてです。「十分達成できた」との評価ですが、取り組みの内容が「全公立幼稚園で説明会を実施し」とあると思います。市川市は公立よりも私立幼稚園の方が明らかに多いですね？そういう状況を踏まえれば私立の幼稚園の先生にも説明会を行うことで、より深い啓発につながると思います。先ほどの質問に絡めて考えれば、公立幼稚園ももちろん大事ですが、今こそ私立幼稚園にも裾野を広げ啓発を行うことが、市民の目線に立っており大切なことだと思います。
小保方会長	では事務局からご説明お願いいたします。
事務局	ありがとうございます。長谷川委員のご指摘通り、現状では公立幼稚園しかやっておりますでしたので、私立の方でも協議会等でアクションを起し活動を進めてまいりたいと思います。
小保方会長	ありがとうございます。 そのほかにご質問ございますでしょうか？では、徳尾委員お願いします。
徳尾委員	P17のNO.12の「女性弁護士による無料法律相談の実施」についての質問なのですが、実績133件に対して「やや不十分」との評価ですが、件数が減ってしまったから「やや不十分」なののでしょうか？件数が減ったのはいいことなのか悪いことなのか。結局数値でしか見ていないのではとってしまうのですが、その点について事務局は



	どのようにお考えでしょうか？
小保方委員	ありがとうございます。では徳尾委員の質問に対してお願いします。
事務局	ご質問ありがとうございます。確かに、相談数が増えればいいという問題ではないのでDVに関しては数値目標を設定していなかったのですが、NO. 12 の法律相談については、計画の時点で法律相談についてもっと知ってもらおうという意図で数値目標を設定したという経緯があります。委員がおっしゃる通りで、法律相談が必要なければゼロという数値でそれが理想かもしれませんが、今後次期計画等では、数値目標を設定すべきかどうかということについても検討していただきたいと思います。
小保方会長	徳尾委員以上でよろしいでしょうか？ では、阿部委員ご質問お願いいたします。
阿部委員	今のご意見に関連して、目標を達成できなかったことに対する今後の評価について、「相談窓口の周知に努める」とありますが、これまではどのような場所にパンフレット等で広報してきたのでしょうか。 今後は周知を深める際に、件数ではなく、どのような効果があったのか、数字ではなく具体的な活動に対する評価も報告の中に含まれてくるといいかと思います。たとえば、パンフレットの置き場を変えたら減るスピードが上がったですとか、より目につきやすくなったとの声がアンケート結果に出てくるですとか、今までの広報のやり方では出てこなかった結果が出るように工夫できるといいと思います。
小保方会長	阿部委員の質問と意見に対して、ご説明お願いいたします。
事務局	今どのようなところで広報しているかということですが、まず一つは市川市公式 Web に常時公開されています。それ以外については、事業 NO.1、2 に関連してくるのですが、「相談窓口の広報活動の充実」ということで、70 か所に設置しています。庁内 40 課、市内公民館 16 館、地域ケアシステム活動拠点 14 か所に配っております。女性限定の相談窓口なので、原則女性トイレのような女性の目につきやすい場所を選んで設置しています。今後に関しましては、置いてもらえるかどうかは分かりませんが、女性が行くようなエステサロン等への設置を検討しています。
小保方会長	ありがとうございます。よろしいでしょうか。 ではそのほかはどうでしょうか？ 竹中委員どうぞ。
竹中委員	第三次実施計画を見ると平成 26 年度までの実績はあるが、27 年度の相談件数等の実績はいつごろ出るのでしょうか？ また、DV に関しては命に関わるケースもあるので、3 年前に考えていたことをただ 3 年間やりましたというだけではないと思います。その点に関して、計画を立てたときと変わってきたことや、担当者として感じる最近の特徴等あれば教えて欲しいです。
小保方会長	では、竹中委員の質問に関してご説明よろしくをお願いします。
事務局	直近の特徴としましては、昨年度は緊急一時保護、いわゆる逃がすといったケースがとても多い年でした。相談件数は減ったものの、その反面緊急一時保護といった緊急性が高く困難なケースが多かったという特徴があります。今後もこのようなことが

	<p>続くのではという懸念がありますので、相談員を含めて相談体制をより充実させていく必要があると考えています。</p>
竹中委員	<p>もう一点ですが、相談は被害者ご本人からが多いのですか？</p>
事務局	<p>原則はご本人からが多いのですが、ご両親からというケースもございます。ただ、実際の面接相談にはご本人に来ていただきます。</p>
竹中委員	<p>これは意見になりますが、先ほどの広報のことにに関して、直接的な被害者の方だと、そういった状況ではエステサロンなどにはあまり行かないような気がします。ですので、それよりも被害者のご両親くらいの世代をターゲットとして周知活動をした方がいいと思います。ブラックバイトの裁判の事例で親御さんから相談窓口を紹介してもらったというケースがあります。やはり被害の当事者となると、そういった状況では何も考えられなくなると思います。そういったときに相談窓口を知っている親御さんから紹介してもらえるというケースも考えられるので、親御さん世代や男性にも周知しておいた方がいいかと思います。</p>
小保方会長	<p>ご意見ですが、よろしいでしょうか</p>
事務局	<p>はい、ありがとうございます。市川市の配暴センターは女性限定でやっておりますことから、いかに女性に届けるかということが念頭にあります。男性が加害者になるケースが多いので、男性にはあまり知らせずどうすれば女性にのみ周知できるか非常に苦慮しております。ですので、もしご参考にできることがあれば、ご意見よろしくお願いいたします。</p>
小保方会長	<p>またこれから変わっていくかもしれませんが、ご意見としてはよろしいでしょうか？</p> <p>では、そのほかにございますでしょうか？</p> <p>宮腰委員をお願いします。</p>
宮腰委員	<p>抽象的な感想で恐縮ですが、先ほどの男女共同参画基本計画とも関連するのですが、報告書を見ると、目標値をどれだけ達成できたかという分析的で網羅された報告も大切だとは思いますが、やっぱり1年ごとに報告を出す以上、その年の特徴だったり、注目点や至らなかった点などの総括的な評価がないと散漫になっていてとても物足りなく感じます。DVに関しては、個別の案件はもちろん出せませんから総括しづらいですけども、市民にアピールしやすいような基本目標ⅠやⅡに関して、1ページあるいは半ページでいいと思いますので、数値だけでは説明できない部分を報告に加えることを今後は検討した方がいいのではという意見を今年は持ちました。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。今の宮腰委員の意見は、DVだけでなく男女共同参画の方もということですが、この点に関しましてご説明お願いいたします。</p>
事務局	<p>先ほどの松丸委員からの意見と同様に、報告の見せ方については工夫をしてみたいと思います。以上でございます。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。では工夫のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>お時間も迫ってまいりましたが、ほかにご意見ございますでしょうか？</p> <p>それでは、市川市第2次DV防止実施計画の年次報告についての審議は、これでよ</p>

	<p>ろしいですか。</p> <p>それでは、意見のあったところは修正し、また若干の字句の整理は事務局に一任するとして、平成27年度分の計画事業の報告についてはこの内容で公表することとしますがよろしいでしょうか？</p> <p><b>委員了承</b></p> <p>それでは、諮問1に基づき、「市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画（案）について」進めたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第6次実施計画案の説明をします。</p> <p>大変申し訳ありませんが、ページ数などが違っていますが、印刷されているままで説明をいたします。</p> <p>まず、目次をごらんください。参考資料については、今は作成中で、この冊子にはついていません。</p> <p>では、1ページをごらんください。次期実施計画は、女性活躍推進法の推進計画と位置づけています。女性活躍推進法については、女性の社会進出をすすめるための法律であり、男女共同参画とその理念を同じくしております。女性活躍推進法については、市川市役所の職員に対応するものは、人事課で「特定事業主行動計画」によりとりおこないますが、それ以外の、市民および事業主に対するものは、当課が所管課となり、対応していきます。この法律に基づく市町村の推進計画の策定は、努力義務とされており、市川市は、次期実施計画に、女性活躍推進法の推進計画を含むものとして、次期実施計画を策定する予定です。</p> <p>次期計画の期間は、第5次の計画と同じく3か年としています。</p> <p>この実施計画は平成20年に策定された市川市男女共同参画基本計画に基づき、主要課題を8つ定め、その課題をより具体的にあらわした個別課題を24設定、施策は78となっています。正誤表にはありませんが、77ではなく、78です。この施策にそった事業を行っていきますが、実施計画での進行管理としては、29事業を行う予定です。</p> <p>次に、3ページをごらんください。</p> <p>第2章では、国・県の取り組みについて、簡単ではありますが、整理しております。国は、27年末に「第4次男女共同参画基本計画」を策定。県は、第4次男女共同基本計画を策定しています。この計画をふまえ、次期実施計画案をつくりました。</p> <p>次に、4ページの第3章について説明いたします。達成状況については、先ほど27年度の報告がされました。各主要課題の成果と課題については、ご覧の通りであり、詳細についての説明は、次の章であわせて行いたいと思います。</p> <p>次に、6ページをごらんください。2の成果指標についてですが、第5次の実施計画は、その成果指標について、比較対象をもっていませんでした。次期実施計画は、できる限り目標とするアウトカムの数値を、国・県等と比較できる対象を探しました。このため、次期計画の成果目標の達成度については、比較対象があるため、実際に遅れている場合も、進んでいる場合も、その原因を探し、改善が必要なものについては、</p>

具体的な取組を可能となると思われます。

アウトカムの成果指標については、e-モニターアンケートの結果により達成度をはかっています。27年度のe-モニターアンケート結果により、注目すべきものは、7ページに掲載しました。

センターに期待する事業、男女共同参画社会の実現のために、力を入れて取り組んでもらいたい施策のグラフは7ページです。8ページには、前回審議会のご指摘から、クロス集計を行い、若い世代ほど当センターを知らない、また、当センターを知っている人の方が、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っているなどの傾向を確認することができました。このため、当センターの周知度をあげるためには、若い世代を中心に行うべきであること、また、当センターを周知することが、結果としてワーク・ライフ・バランスについての周知度をあげられるであろうことがわかりました。

次に9ページをごらんください。主要課題7の、国際的協調の推進についての成果指標の達成値についてです。これは、市川市の人口の増加をうわまわり外国人人口が増加していることからくるものではないかと推察し、成果指標・進行管理事業の設定と、その数値設定を行いました。

e-モニター制度については、9ページ下をごらんください。

次に10ページの第4章にうつります。事業選定の考え方にあたっての事業数については、今後関連事業の再調査を行うことから、変更がでることがありますので、次回の審議会で、正確な事業数を報告したいと思います。取り扱いについては、第5次の実施計画と変更はありません。

次に11ページをごらんください。重点事業の選定については、直近のe-モニターアンケートの結果及び、国・県の課題をふまえ、設定をしました。

次の、進行管理事業とその目標設定については、先ほど述べました、目標数値のアウトプット化が、大きな変更点であるといえます。進行管理事業は、当課が行う事業です。これを全てその目標数値をアウトプットに変更、その進行管理をわかりやすいものにしました。

しかし、事業内容を、単年度である程度変更する余地も残してあります。その変更にかかる部分については、e-モニターアンケートを毎年必ず行い、その結果を反映させていきたいと考えています。

次に12ページをごらんください。事業の標記についてです。

これは、ご覧いただいているとおりです。各進行管理事業を記載する中で、女性と記載されているものは、女性活躍推進法の推進計画の事業とともに、男女共同参画のための事業でもある、と認識していただきたいと思います。

続きまして、評価についても、第5次の計画と同様の評価を行う予定です。これは、市川市の基本計画と評価方法を同じくしています。

では、主要課題にそって、説明をします。

15ページをお願いします。主要課題1については、成果指標を2つ設定しています。

ひとつめは、市川市での、各種審議会等の女性委員割合。ふたつめは、市川市役所の、女性管理職の割合です。

あえて二つ選んでいるのは、市川市役所での、女性の活躍推進についての指標と、市民の女性活躍推進の指標をあわせて提示することが望ましいと考えたからです。

審議会の女性割合は、市川市では、国が目標とする値をうわまわっています。特に、市川市では、新しい審議会は、女性の割合が多くなっています。今後とも、女性審議会委員の割合は増えていくと思われます。

次は、市川市役所職員の、女性管理職割合です。27年度の割合は、以前と若干減りました。これは、女性管理職の退職もあり、低下したものです。しかし、当課での女性職員研修、啓発情報誌の発行などにより、数年間にわたっては、割合は少しずつ増えています。

進行管理事業については、重点事業・新規事業についてのみ説明いたします。

17ページをごらんください。

まず重点事業は、1番の審議会等への女性委員の参画推進についてです。女性活躍推進法についての事業とも位置付けています。詳細は前述したとおりです。つづいての重点事業については、同様に、女性活躍推進法の事業でもあるものです。第5次の計画では、非管理職の女性職員を中心として研修を行いました。前回の審議会でご意見のありましたベテラン男性職員の意識改革については、先月開催しましたワークライフバランスセミナーに管理職層の参加をうながしまして、100名弱の管理職、男性が8割以上でしたが、参加しました。次期計画では、対象者、内容ともに検討し、年2回おこなっていく予定です。

次に、主要課題2について説明します。

21ページをお願いします。成果指標は、男女の地位が平等となっていると思う人の割合、としました。これは、県がおこなう県民調査にあわせました。

ここのグラフについては、男女別のものをのせました。グラフとしてのせていませんが、年齢別では、20代から、80代まで、ほぼ70%程度で、大きな差はありませんでした。成果目標の達成のためには、教育により、これからの世代に男女平等の意識を根付かせつつ、地域、家庭での男女共同参画推進についての事業を行うことが大切であると考えました。センターの周知、有効利用もあわせ、講座事業の実施を検討していきます。新規事業としましては、25ページの事業No.11の市内の未就学児童に対して、啓発活動を行う事業を設定しました。これは、人権擁護委員の啓発活動との協働事業となり、年1回を予定しております。27年度は、進行管理事業としての設定はしていませんでしたが、市内公立幼稚園で、園児を対象に、人権についての啓発活動を行いました。

次に31ページをお願いします。主要課題3については、成果指標の変更はしませんでした。今、労働慣行の改善が国でも大きな課題となっています。この最も象徴的な言葉が、ワーク・ライフ・バランスであると考え、設定しています。第4次計画、第5次計画と続けて、ワークライフバランスセミナーを行い、その周知に努めてきました。

次に32ページをごらんください。重点事業としては、就労支援についての講座事

業を行い、その中で、ワーク・ライフ・バランスについての認知を深めていきたいと考えています。

次に、34ページをごらんください。また、もう一つの重点事業としましては、事業所についてのワーク・ライフ・バランスについての啓発活動です。働く側に意識があっても、事業所にその意識がなければ、ワーク・ライフ・バランスの達成は困難です。事業の具体的な取組については、その年度で検討、関連事業の所管課と調整しながら行っていきたいと考えています。

次に34ページの主要課題4については、性別役割分担に反対する人、つまり、夫は仕事、家庭は妻、という考え方に反対する人の割合を成果指標としました。第5次の計画では、賛成する人の割合の低下を目標としていましたが、内閣府の調査の値が、反対する人の割合でしたので、賛成が低下し、わからないが増加することもありますので、より積極的に性別役割分担の解消を目指すためにも、指標を変更しました。

次に49ページをごらんください。主要課題5については、健康のために何かしている人の割合としました。第5次の計画では、健康に関心のある人の割合としましたが、高数値でしたので、より積極的な取組のために、指標を変更しました。この課題については、主な事業は、関連事業であり、保健分野での取り組みが大きくなっています。当課で行う取組としましては、

次に50ページをごらんください。新規事業としまして、e-モニターアンケート等を通じ、市民のニーズをとらえ、運動や健康について考えるきっかけをつくる講座を実施していきたいと考えています。

次に54ページをごらんください。主要課題の6については、主な施策は、続いて説明いたします、DV防止実施計画で行います。第5次の計画については、DVの周知度を成果指標としてきましたが、先月行いました当センター利用者へのアンケート結果でもわかるように、DVの周知度は非常に高いため、これより一歩すすめて、DVは人権侵害であると認識する人の割合、として設定、その割合も、80%以上を目指します。DVは家庭内の人間関係の問題ではなく、人権の侵害であるとの認識を定着させるために、事業を行っていきます。

次に59ページをごらんください。主要課題7については、市川市では特に必要な課題のひとつであると思います。行徳のエリアでお住まいの方は特に感じられていると思いますが、外国人の増加は、市川市の人口増加のスピードを上回っています。外国人が、不安なく暮らせるように、さまざまなサービスへのアクセスを保障し、他の市民と孤立することなく生活していけるように、さまざまな事業を実施しています。e-モニターアンケートの回答で、外国籍の人の回答を、クロス集計で求めることで、今後の実施事業について、検討できればと考えています。また、支援団体との連携が、有効であると考えています。

	<p>次に63ページをごらんください。主要課題8については、成果指標を、よりわかりやすいものとししました。国で設定している指標に合わせ、男女共同参画社会という言葉の周知度とししました。比較対象としている年度は24年度であり、国ではほぼ100%の周知度をめざしていることから、ワーク・ライフ・バランスという言葉の周知度より高い目標値を設定しました。男女共同参画という言葉の周知が、その理念等の理解、推進につながると考え、このような目標値の設定とししました。具体的には、センターの利用促進の取組が、周知活動となると考えています。</p> <p>次に64ページをごらんください。前回審議会での、近隣市の取組についての情報収集ですが、会議または研修への参加回数を実績値で審議会へ報告し、内容については、取り入れられるものについては、随時検討していきたいと考えています。</p> <p>以上で案の説明を終わります。</p>
宮腰委員	<p>私が一番発言したい部分は、このところなので申し上げたいのですが、正直言ってマンネリ化しているような印象を受けます。確かにいろんな指標とかを少しずつ変更されたり、少しずつ良くしていくためのことをいろいろ考えてなさっていると思うんですけども、なんとなく惰性でずっと計画を作っては評価し、作っては評価し、報告しようとするようなところから今一步出ただけでないかなというのが、私の感想です。それと先ほども申し上げましたけど、どうしても、単年度または3ヵ年計画で短期的な評価をしていくために、長いスパンで市川市をどうしていきたいかという根幹がない、大きな幹が全然見えないんですけれども、やはり、男女共同参画というのは、特に性別を念頭においてですけれども、すべての人が同じく社会に関わってそこを作っていくということだと思います。そうすると、やはり教育の分野で、きちんと若い人達が、男性も女性も主体的に社会を作っていくんだという意識をいれていくことにもっと力を入れていかなければ、間に合わなくなると思います。そういう意味でいうと、今回のこの計画の中でいうと、2の男女共同参画の意識作りと教育の推進というところだと思うのですが、そこでの学校教育でどういうことをしているかという、人権教室で講演をして終わりというような感じにしか見えません。今の時代というのは、今年から18歳から選挙権というのが出てきて、未成年あるいは、若い人達が、国の政策に主権者として、関与していかなければいけない、その時に、学校教育もどうあるべきかということも国としても今後考えていく、そういう非常に節目な時期な訳ですよ。それに今年は、女性が選挙権を持って70年という非常に節目な年だった訳です。そういうことを考えると、その時期に作る実施計画としては、そういう発想が何も入っていないという点で致命的に欠落があると私は思います。やる気が全然無いんじゃないかという気が正直しています。例えば、学校教育の中でも、主体的にまだ未成年者の人達が、自分がどう社会に関わっていけるのかという主体的なところに、なにか市として、サポートしていくという学校教育までには入れないかもしれませんが、学生向けのいろんなイベントの中で、そういう主権者教育的なものを盛り込むということも当然男女共同参画の計画の重要な部分になっていくと思います。国では、まだまだそこまでいけてない時にこそ、自治体で、身近なところ</p>

	<p>で、未成年者でも男性も女性も隔てなくいろんな社会の決定に参画していくというよ うな、例えば、議会の傍聴だとか、市長さんの訪問だとか、そういうのも男女共同参 画の観点からいろいろと打ち立てていくとか、できることがあるんじゃないかとその 辺をぜひもう一度練り直して、入れていただきたいというのが私の意見です。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。宮腰委員の厳しい意見でございますが、そろそろ先ほどの 報告、また計画も、もう一度考え直す時期にさしかかっているということも含めて事 務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございました。今回の第6次の実施計画については、重点事業と いう部分では、時限立法の女性活躍推進法ができたことに伴い、女性の管理職登用ま たは、ワークライフバランスの推進というところを主に重点として、作らせていただ きました。教育の部分については、確かに教育関係部署との連携がとても必要になっ てくる部分もありますので、また検討が必要なのかなと思っております。今、ここで こうだとお答えできなくてすみません。</p> <p>主権者教育ということでしたけれども、こちらにつきましても、今、申し上げたと おり、教育委員会と連携してどのように盛り込めるのか、どのように進めていくのか というのを、教育委員会の場合は、市川市教育振興基本計画がございまして、そちら との絡みもありますので、今後、調整させていただければと思います。</p>
宮腰委員	<p>ぜひお願いしたいと思うんです。学校への関わりでいうと、例えば選挙管理委員会 との連携ということもありえるでしょうし、学校でもそういうニーズが高まっている 時にこそ、男女共同参画課として、男女共同参画という視点を十分に活用してもら うというような積極性を、今の時代だからこそ求められているんじゃないかなと思いま す。特に、ジェンダーギャップ指数が低いことの原因が、政治と経済の分野というこ とを考えると、やはりその自治体が土壌作りで一役買うというのがあっていいので はないかと思っています。ロールモデルとしての女性、例えば、市で活躍している市 職員の中で活躍している人、あるいは、市議会とか市長さんとかの周りにいる活躍し ている女性の人などを、ロールモデルとして、若い人達に示すとか、アイデアはいっ ぱいでてくると思いますので、ぜひ、もっと発展させていただきたいと思います。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。市川市が、意識改革の先頭に立つような計画を立てていた だければと思います。そのほかに、ご意見、ご質問でございますでしょうか。</p> <p>それでは、市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画案についてご質問はこれで よろしいでしょうか。</p>
松丸委員	<p>私も今の意見に賛成です。教育のところをもう少し、きちんとされるといいかなと 考えていました。もうひとつ、男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実とい うところも、私はすごく大事だと思っています。「夫は外で働き、妻は家を守る方がよ い」という考えに反対する人の割合と表現が変わっているのに、この目標値でいいの かなと、すぐに理解できなくて申し訳ないですけど、前は、よいと考える人の割合が 45%、平成28年の最後の年には、65%の人がそうじゃないと考えるようにと目 標値に立っていますよね。そうすると、平成29年度は、43%というのは、これは、 パーセントが下がっているのではないかなと、下がっていなければいいですけど、上 がっていかなくはないかなと、表現を変えたことによって下がっちゃっているの</p>



	<p>ではないかなと、これは、もう一度考えた方がいいのではないかなというのが、1点です。それから、健康のところの支援ですけど、男女共同参画をするために、健康支援ということは、大事なのかなというのが、ちょっとよく理解できないところなんですけど、例えば、生涯を通じた健康支援というところで、ここのモニターの指標はいいと思いますけど、運動するきっかけを作るのに、1回講演をしたところで、そのことで、市民が、すぐ運動できるようになるということはないのかなと思って、この計画はどうかと疑問を感じました。以上です。</p>
小保方会長	<p>松丸委員のご質問に関しまして、ご説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご意見ありがとうございます。最初の部分の成果指標についてですけれども、平成27年度の現状値は、反対の人が、下のグラフをみていただくと、40%ということで、数値が上がっていけばいいのかなという設定をさせていただきました。上手く説明できなくて申し訳ありません。</p>
松丸委員	<p>私の理解だけが違うのかもしれないので、後でもう一度聞きます。</p>
事務局	<p>49ページ以降の主要課題5の生涯を通じた健康支援という部分で、こちらの男女共同参画課の進行管理事業がなかったという部分がありまして、e モニターアンケートでの設問を新たに設定し、このような事業の実施を予定させていただきました。確かに、ここで1回だけ、運動をしてそれというよりは、運動を続けていくことのきっかけに伴って、男女共同参画の意識にも働きかけて、周知していければという予定であります。また再検討が必要かもしれません。ご意見ありがとうございました。</p>
事務局	<p>委員のおっしゃるとおり、この事業をひとつやったからといって、健康になるということではないと思います。市川市の場合、市川市スポーツ推進基本計画ですとか、市川市健康増進計画とか、他の健康を増進するための関連計画がございますので、基本的には、そちらに委ねておりまして、この男女共同参画の計画の中で何ができるかというところで、1つ事業を持たせていただければと載せさせていただいたところでございます。以上でございます。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。では、改めまして、市川市男女共同参画基本計画第6次実施計画案についてご質問は終了してよろしいでしょうか。</p> <p>本日、意見のあった部分は、修正調整し、次回の審議会において、再度審議するというので、よろしいでしょうか。</p>
竹中委員	<p>じっくり読んでこなかった方も悪いんですけど、改めて、意見がある場合というのは、個別に出すという形で、よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見等ありましたら、メール等でいただければと思います。可能であれば、8月末でお願いします。</p>
小保方会長	<p>なるべく早くということで、ご意見がありましたら、提出してください。ではよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、諮問2の「市川市男女共同参画基本計画第3次 DV 防止実施計画」案について事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>第3次 DV 防止実施計画(案)をご覧ください。資料4になります。</p>
田中男女共同	<p>この計画は、現在進行しております市川市男女共同参画基本計画に基づく第2次 DV</p>

<p>参画課長</p>	<p>防止実施計画が 28 年度、本年度で終了することから、次期実施計画を策定するもの        ございます。</p> <p>本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」いわゆる        DV 防止法に規定されている市町村基本計画に相当するものでありますが、市川市男        女共同参画基本計画の主要課題 6 人権を侵害する暴力の根絶の取り組みを DV 防止と        被害者の保護・自立支援のため、よりきめ細かく進めるため策定するものであること        から、市川市男女共同参画基本計画に基づく実施計画に位置づけてあります。</p> <p>表紙を開いていただき、目次をご覧ください。</p> <p>構成は、第 1 章 第 3 次 DV 防止実施計画の策定にあたって、第 2 章 DV の現状、        第 3 章 第 2 次 DV 防止実施計画の成果と課題、第 4 章 第 3 次 DV 防止実施計画の        考え方、第 5 章 実施計画事業という構成になっております。</p> <p>1 ページをお願いします。</p> <p>第 1 章第 3 次 DV 防止実施計画の策定にあたってについてです。本市では複雑化す        る DV 被害に対応し、より一層の防止に努め、DV 被害者の立場に立った切れ目のな        い支援を行うため、第 2 次 DV 防止実施計画の体系を継続しながら新たに、第 3 次        DV 防止実施計画を策定するものです。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>計画の位置づけです。DV 防止実施計画については位置づけが複雑になっているこ        とから、わかりやすく図でしめさせていただきます。</p> <p>3 ページ、実施計画の期間は、第 6 次実施計画と同様に平成 29 年度から 31 年度の        3 年間となります。計画の基本理念は現計画と同じく「DV の根絶」としております。        計画の基本目標についても現計画と同じで、基本目標Ⅰ DV を許さない社会づくり、        基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実、基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援        の充実、基本目標Ⅳ DV 根絶の推進体制としております。</p> <p>続いて、4 ページ、5 ページは、計画の体系図となります。事業以外の基本的な体系        は、現計画と変わっておりません。</p> <p>次に 6 ページをご覧ください。第 2 章 DV の現状です。はじめに、日本国内の DV        被害と相談の状況を掲載しております。警察での暴力相談の対応件数は年々、増加傾        向にあり、被害者の多くが女性という結果が出ております。</p> <p>また、7 ページになりますが、全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数も同        様に増加しております。</p> <p>続きまして、8 ページ、本市の DV 相談状況です。本市の DV に関する相談窓口は        警察を除くと、配偶者暴力相談支援センターである市川健康福祉センター（市川保健</p>
-------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

所)と市役所の相談窓口がございます。男女共同参画センターの相談窓口が配偶者暴力相談支援センターとなった23年10月以降、相談件数が急増し、高水準で推移している状況にあります。

次に、10ページ、被害者支援フロー図です。DVの被害者支援の流れについては、実際に携わる職員以外はわかりにくい部分が多くあると思いますので、わかりやすく支援の流れが把握できるようフロー図を作成しているところです。相談窓口の受付から実際の相談を行うことによる緊急性を見極め、情報の収集と確認を経て審査を行い、支援の決定をいたします。その後、緊急度に応じて個々の支援計画を作成し、それに従い具体的支援を実行してまいります。さらに、効果の検証を行いながら、状況の変化に応じて支援計画を修正していき、最終的には、DV被害者の自立及び新生活の再構築を目指すわけですが、支援にあたっては関係部署、関係機関との連携が不可欠であることから、家庭等における暴力対策ネットワーク会議等での情報共有と連携の強化を図るとともに、個々の支援においてもこの協力体制を活用してまいります。

続きまして、12ページ、第3章第2次DV防止実施計画の成果と課題についてです。基本目標ごとの平成26年度と27年度の達成状況となります。

基本目標Ⅰ DVを許さない社会づくりについては、DV相談窓口のチラシやカードの配布、DV防止セミナーの実施、デートDVパンフレットの配布などにより広報、啓発を行いました。「DVを知っている人の割合」は9割を超えていますが、継続的な啓発活動が必要であること、また、市民団体との協力強化が必要であると考えております。

基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実では、女性相談員や女性弁護士による相談を行い、危険性が高いDV被害者に対しては、緊急一時保護を実施するなど安全確保を図りました。また、DV担当職員のスキルアップを図るため研修会に参加しています。課題としては、在住外国人が増えてきていることもあり、外国人の相談しやすい体制整備が必要であります。

なお、成果指標であります「配偶者暴力相談支援センターの認知度」はまだ低い状況ですが、相談窓口について、DV被害者に確実に届くよう周知してまいります。

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実については、生活再建にかかわる行政手続きを円滑にするため、DV相談証明書による支援を行いました。また、負担が大きい同伴の子どもに関する支援を行いました。課題としては、DV被害者とその同伴の子の心理的負担を軽減するため、関係機関と連携を密にし、個々の事情に沿ったきめ細やかな支援が必要であります。成果指標については、DVに関する取組みが一般に見えないため、進んでいるかどうかかわからないと考えられます。

基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制については、DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待の4つのネットワーク会議を一本化した「市川市家庭等における暴力対策ネット

ワーク会議」を実施しており、関係機関・関係部署の情報共有と連携強化を図っています。成果指標については、DV 防止実施計画の認知度が低いままなので、DV の啓発と同時に実施計画の周知について工夫していきたいと考えています。

次に 14 ページ、e-モニター制度を利用したアンケート調査からみた課題ですが、DV の認知度については、9 割を超えております。そのうち、身体的暴力は 99%の方が DV と理解していますが、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力については、7 割から 8 割程度の認知度という結果が出ています。

15 ページ、DV 被害の状況ですが、国の調査年度の関係で 26 年度の結果を掲載しております。27 年度の本市女性での DV 被害の経験は 18.7%という結果がでており、このうち命の危険を感じた方は、33.3%となっております。

この国と市の関係から、本市は重篤な被害を受ける割合が高い状況にあり、危険度の高い DV 被害者の支援が求められます。

16 ページ、相談先の状況としては、男女とも最も多いのは「親族・友人に相談」で、次に「警察」となっております。

17 ページ、DV 防止のために求めているものとしては、「被害者の早期発見」と「安全確保体制の充実」が多いという結果でした。1 人でも多くの DV 被害者が相談機関につながり、安全確保が図られることが求められています。

以上、第 2 次 DV 防止実施計画の成果と課題の検証を行い、アンケート結果を踏まえ、市民のニーズを分析し、第 3 次 DV 防止実施計画に反映してまいります。

続きまして、19 ページ、第 4 章 第 3 次 DV 防止実施計画の考え方です。

計画事業の選定にあたっては、事業を整理するとともに、新たな事業を加え、実効性のある事業としました。第 2 次 DV 防止実施計画の 33 事業のうち 6 事業を統合し、第 3 次 DV 防止実施計画に移行しているのは 27 事業になります。新たに 2 事業を掲載し、第 3 次 DV 防止実施計画の掲載事業は 29 事業となり、29 すべての事業を進管理事業としています。

次に、重点事業の考え方です。

本市の DV 施策に関する市民のニーズは「DV 被害者の早期発見」であります。市民に近い身近な行政主体として、市の相談窓口の周知に努めます。

また、DV 相談は、非常に複雑化しています。外国人による相談も多く、通訳の必要性も高まっています。さらに緊急性の高いケースや重篤なケースも増えていることから、個々の事情にあった支援計画によるきめ細やかな DV 被害者支援を行うための相談体制強化が必要であります。

さらに、市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議による関係機関との連携強化を加え、4つを重点事業として DV 防止と DV 被害者支援に取り組みます。

目標設定の考え方については、実効性のある計画とするため、可能な限り適切な数値目標を設定し、進行管理を行います。しかしながら、DV防止実施計画においては、目標設定が適さない事業があることから、そのような事業については、実績値の報告を行うことといたします。また、現計画と同様に市民の視点での評価として、基本目標ごとに成果指標（アウトカム指標）を設定しています。

次に 20 ページ、第 5 章 実施計画事業について、評価につきましては、第 6 次実施計画と同様に 4 段階評価としております。

それでは、基本目標ごとに成果指標及び事業の説明をさせていただきます。

20 ページ、基本目標Ⅰ DV を許さない社会づくりの成果指標は「DV 知っている人の割合」といたしました。

すべての方に DV を理解し、正しい知識を持ってもらうことが重要であるとの認識のもと目標数値を 90%以上としています。

21 ページをお願いします。「1. 相談窓口の周知活動」を重点事業として掲載しております。

DV 被害者に相談窓口がどこにあるのか確実に届くよう、案内のチラシ・カードを配布します。また、外国人向けに 5 カ国語に対応したものもあわせて配布します。配布場所については、DV 被害者の目に止まる場所の選定を工夫してまいります。

なお、進行管理事業のそれぞれの目標数値につきましては、事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標でありますアウトプット指標としています。

23 ページをお願いします。「4. 学校におけるデート DV、ストーカーの予防啓発」を新規事業として載せております。交際相手からの暴力は、中学生や高校生、大学生といった若者が遭遇するケースが多く、交際関係のもつれでストーカー行為に発展する恐れもあります。本市では、学校の教職員や生徒を対象に、デート DV やストーカーの予防啓発に取り組みます。

25 ページをお願いします。基本目標Ⅱ 安全で安心できる相談体制の充実の成果指標は、「配偶者暴力相談支援センターを知っている人の割合」から「市に DV に関する相談窓口があることを知っている人の割合」に変更しています。

配偶者暴力相談支援センターの周知も必要ですが、安全で安心できる相談窓口があることを知っていただくことが大切だと考え、変更したものであります。

次ページ、26 ページの「8. 支援計画による情報共有」を重点事業として載せております。DV 被害者の置かれている状況はそれぞれ異なりますので、個々のケースの状況に配慮した支援計画が必要であります。女性相談員などそれぞれの担当者が情報や支援方法を共有し、DV 被害者にとって有効な支援をしてまいります。

なお、この事業のように数値目標を設定せず、件数等を実績として報告をさせていただき、事業が多数ございます。

この計画の基本理念としておりますように、DVの根絶を最終目標としておりますので、支援の件数等に目標値を設定することが、事業の成果につながることはないとの判断から、第2次DV防止実施計画と同様、実績報告をさせていただきます。

続いて、同ページ「10.外国人への相談の配慮」を重点事業として掲載しております。

本市に住む外国人が年々増えてきております。外国人は、言葉の壁があることも多く、通訳を介しての相談となることもあります。外国人のDV被害者の負担を軽減し、相談を迅速に行うため、外国人に対する相談体制の整備に取り組むものです。

次に、恐れ入りますが、29ページをお願いします。基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援の充実の成果指標は、次の30ページをお願いします。

第2次DV防止実施計画では、「基本目標Ⅲの施策が進んでいると思っている市民の割合」としておりましたが、進んでいるかどうかについて一般的に知ることができないことから、e-モニターアンケートでは「わからない」が多数をしめております。このことから、第3次計画では、指標を変更し、「本市の相談窓口の機能を知っている人の割合」といたしました。

「知っているかどうか」の単純な問いではありますが、配偶者暴力相談支援センターのことを知らないと答えられないという難しい問いとなっていることにつきましては、代替案が見つからず、承知のうえで設定しているところです。

基本目標Ⅲについては、DV被害者とその同伴する子どもの生活再建支援の分野です。第2次計画で基本目標Ⅱに置いてあった事業を第3次では基本目標Ⅲへ移したり、事業を統合するなどしておりますが、引き続き、DV被害者の早期生活再建に向けた支援を進めてまいります。

次に、34ページ、基本目標Ⅳ DV根絶の推進体制の成果指標につきましても「DV防止実施計画を知っている人の割合」から「市の行政支援に期待する人の割合」といたしました。

家庭内で暴力が起きたとき、まずは、市や県、警察などの専門の行政機関へつながってほしいとの考えから、この指標としたものです。

続いて、同ページ「26.家庭等における暴力対策ネットワーク会議の実施」については、重点事業として掲載しております。DV、児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待等の家庭における様々な暴力に対応するため、関係機関で構成する会議で、顔の見える関係を築き、情報共有、連携強化を図り、被害者支援に迅速に対応するものです。

続いて、35ページ下段、「29.支援団体との連携」を新規事業として載せております。

	<p>DV 被害者の支援活動をしている団体と連携し、DV 防止の啓発などの事業を行います。</p> <p>最後に 36 ページには、市川市家庭等における暴力対策ネットワーク会議の体系図を、37 ページには市川市配偶者暴力相談支援センターと関係機関等との連携図を掲載しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
小保方会長	<p>ありがとうございます。事務局からの説明は終わりました。何か質問はありますでしょうか。</p>
徳尾委員	<p>DV 防止実施計画の中に、被害者に関するものはいっぱい入っているのですが、加害者の教育等に関しては入らないものなのかということをお聞きしたいのですが。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。実は、前の第1次基本計画に加害者の件が入っていたのですが、第2次の計画では、除いた経緯がございます。それは、まだ、国や県でも加害者に対する有効な手立が決まってないというか、模索している状況でありまして、それを見て、今後、載せられるものは載せていきたいと考えているところがございます。そのため、第3次の計画には、載せていないという状況でございます。</p>
小保方会長	<p>よろしいでしょうか。そのほかに、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>もし、ご質問等ありましたら、後ほど、メール等で問い合わせさせていただくということでもよろしいでしょうか。それでは、「市川市男女共同参画基本計画第3次DV防止実施計画」案についての質問を終了といたします。</p> <p>本日、意見のあった部分を修正、調整して、次回の審議会で、再度審議することいたします。また、本日のご意見につきましては、後日、発信の記録、修正するところがありましたら、修正し、メール、FAX 等で事務局から送付しますので、ご確認お願いいたします。ご確認いただいた後の会議録等につきましては、ホームページ等で公開していく予定です。そのほか、委員の方から、何かございますでしょうか。</p> <p>事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局	<p>長い時間ありがとうございました。今後の予定についてご連絡いたします。</p> <p>先ほど申し上げましたとおり、ご意見、ご質問等がありましたら、メールで8月末までにメールをいただければと思います。続きまして、9月に本日の審議会でのご意見等を元に、修正、調整を行います。10月19日（水）の午後に第2回の審議会を予定していますので、皆様のご予定の調整をお願いいたします。</p> <p>11月にパブリックコメントの実施、12月以降に、パブリックコメントの意見をまとめ、それを踏まえた各計画案を作成いたします。また、3回目の審議会もこの頃に開催させていただきます。平成29年1月に答申を踏まえ、各計画を作成いたします。次回の審議会につきましては、先ほど申し上げましたように、10月の開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>事務局からは、以上でございます。</p>
小保方会長	<p>それでは、これをもちまして平成28年度第1回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。ありがとうございました。</p>

平成 28 年 8 月 30 日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 小保方 稔子